

横浜北部臨床消化器研究会 会則

第一条 名称

本会は「横浜北部臨床消化器研究会」と称する。

第二条 目的

本会は以下を目的とする。

1. 消化器疾患の診断・治療の向上をはかり、会員の医療の向上をはかる。
2. 会員相互の交流を図り、地域医療の発展に貢献する。
3. 内外の医療機関との交流を深め、医療の向上に努める。

第三条 事業

本会は以下の事業を行う。

1. 年に1回以上の研究集会を開催する。
2. 年に1回会誌を刊行する。
3. 必要に応じ、研究資料の収集、勉強会を行う。
4. その他、第二条の目的を達成するために、研究、事業、会員相互あるいは内外の施設との交流などに対する援助協力を行う。

第四条 会員

1. 本会は、個人会員、施設会員で構成する。
2. 個人会員は、本会の目的に賛同する者とする。
3. 施設会員は、消化器病診療施設ならびにそれに準ずる施設で本会の目的に賛同する施設とする。
4. 施設会員はその代表者1名を定め、研究会に登録する。

第五条 会費

1. 会員は所属、住所を登録し、年会費を納入するものとする。
2. 年会費の額は別に定める。

第六条 役員

1. 本会には以下の役員をおく。
会長 1名、幹事 若干名、会計監事 1名
2. 会長は幹事会で選出され、本会の代表として会務の運営統轄にあたる。任期は4年とし、再任を妨げない。
3. 幹事は会長が委嘱する。幹事は会の運営に関し会長を補佐する。
4. 会計監事は会計監査、その他の会務の監査にあたる。

第七条 幹事会、総会

1. 会長は幹事会、総会を招集し、年1回以上開催するものとする。
2. 会長は幹事の半数以上または会計監事の請求があるときは幹事会を招集しなければならない。
3. 幹事は幹事会に出席し、議決権を持つ。
4. 幹事会は過半数の出席（委任状を有効とする）をもって成立する。
5. 議事決定は総会出席者の過半数（委任状を有効とする）をもって承認される。

第八条 名誉会員

本会に功績のあった者の中から名誉会員を推挙することができる。

第九条 会計

1. 本会の経費は会費および寄付金をもってこれにあてる。
2. 本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。
3. 毎年度の収支決算は幹事会に提出し、総会で承認を得るものとする。

第十条 事務局

本会の運営を円滑に行うため事務局を昭和大学横浜市北部病院消化器センター医局におく。

連絡先

〒224 - 8503 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35 - 1

昭和大学横浜市北部病院消化器センター医局内

横浜北部臨床消化器研究会事務局

第十一条 会則変更

本会の会則は、幹事会、総会において過半数の承認を得なければならない。

附則

本規約は平成13年12月22日より施行する。

横浜北部臨床消化器研究会役員名簿

会長 工藤進英（昭和大学横浜市北部病院 消化器センター長）

幹事 坪井栄孝（坪井病院名誉理事長）

高橋 達（長岡赤十字病院）

山野泰穂（秋田赤十字病院）

宮林千春（千曲中央病院）

齋藤 卓（齋藤記念病院院長）

高橋直樹（新横浜ソーワクリニック）

川瀬定夫（川瀬病院）

関根忠一（済生会川口総合病院）

田中淳一（昭和大学藤が丘病院 消化器・一般外科 教授）

事務局

石田文生（昭和大学横浜市北部病院 消化器センター 教授）

会計監事

高橋直樹（新横浜ソーワクリニック）